

津島市斎場

指定管理者募集要項

(資料・様式集)

令和7年7月

津島市市民生活部生活環境課

目 次

第 1 資料編

1. 資料 1 施設の案内図
2. 資料 2 施設の配置図・平面図
3. 資料 3 施設の利用実績
4. 資料 4 施設の管理運営経費実績

第 2 様式編

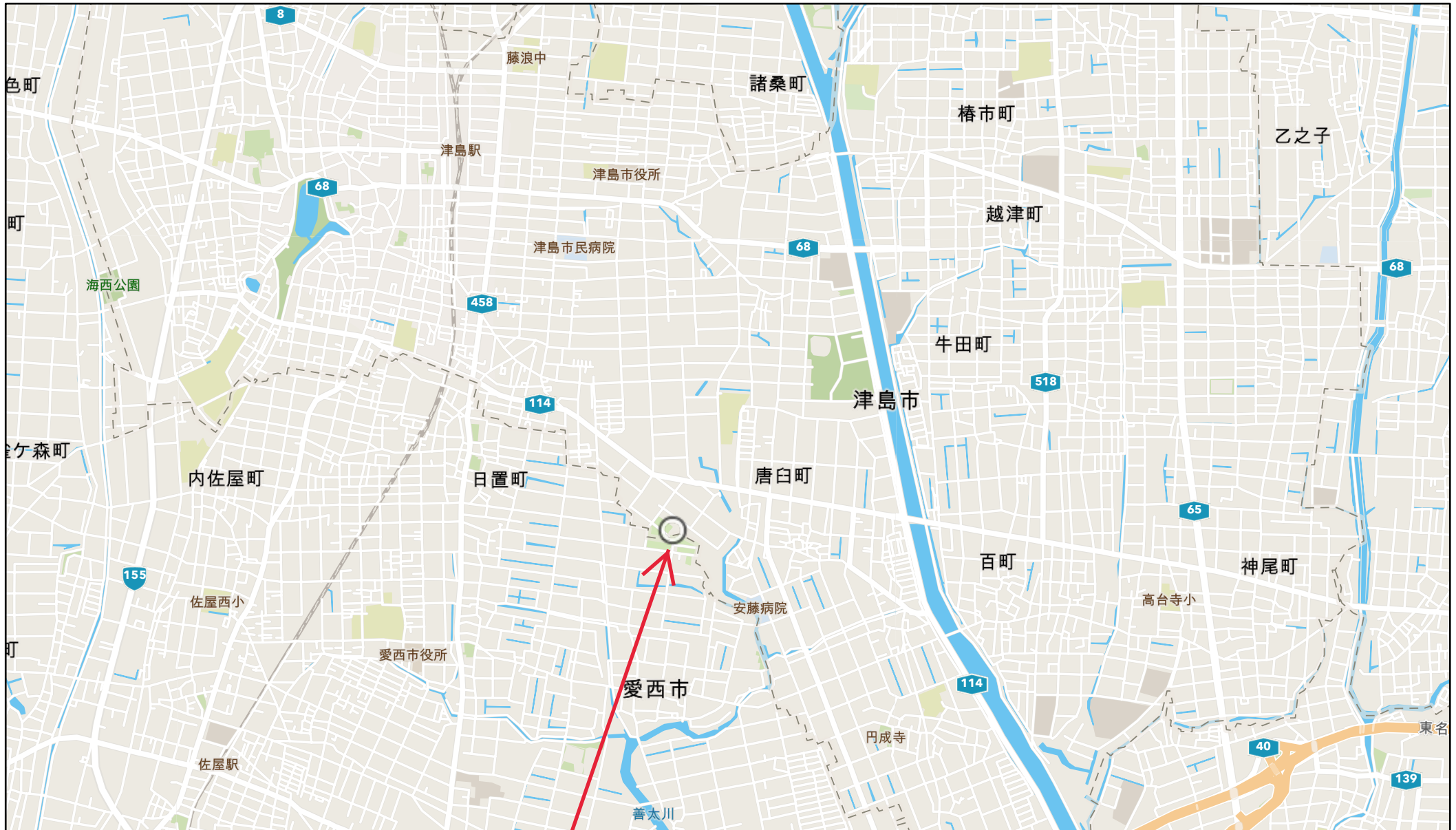
1. 様式第 1 指定管理者指定申請書
2. 別記様式 1 事業計画書（その 1）～（その 16）
3. 別記様式 2 収支計画書（その 1）
4. 別記様式 3 法人等概要書
5. 別記様式 4 関連業務実績表
6. 別記様式 5 誓約書
7. 別記様式 6 共同体結成届出書
8. 別記様式 7 説明会参加申込書
9. 別記様式 8 質問書
10. 別記様式 9 指定管理者指定申請辞退届出書

第 3 関係規程編

1. 津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年津島市条例第 25 号）
2. 津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則（平成 17 年津島市規則第 4 号）
3. 津島市斎場の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年津島市条例第 17 号）
4. 津島市斎場管理規則（平成 26 年津島市規則第 9 号）
5. 津島市情報公開条例（平成 12 年津島市条例第 1 号）
6. 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 25 年 3 月 19 日付け津島市長・愛知県津島警察署長締結）

第 1 資料編

津島市斎場案内図



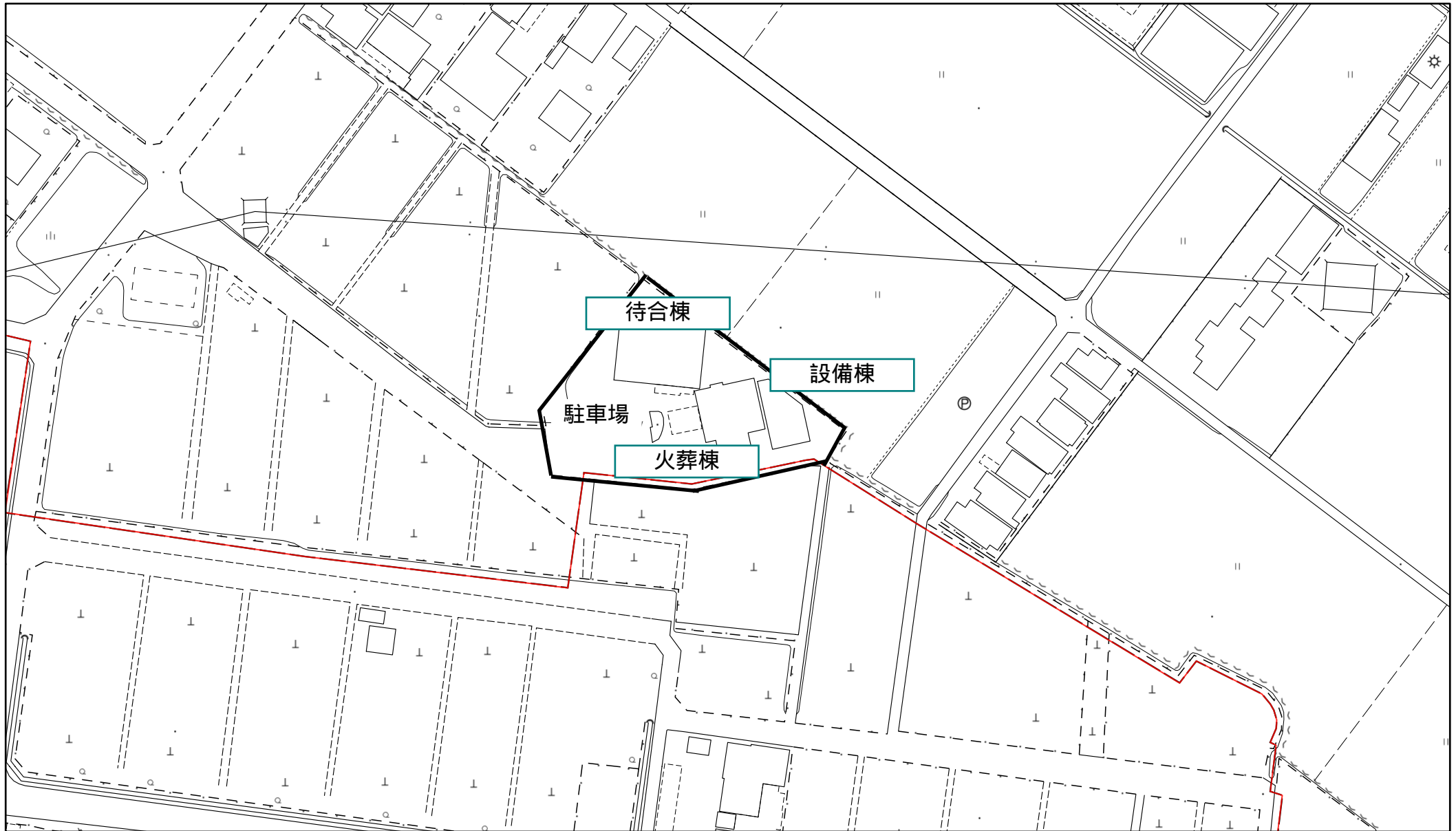
津島市斎場
津島市元寺町2丁目59番地1



1:29,025
0 1,250 2,500 5,000 ft
0 400 800 1,600 m

Sources: Esri, HERE, Garmin, FAO, NOAA, USGS, © OpenStreetMap contributors, and the GIS User Community

津島市斎場配置図



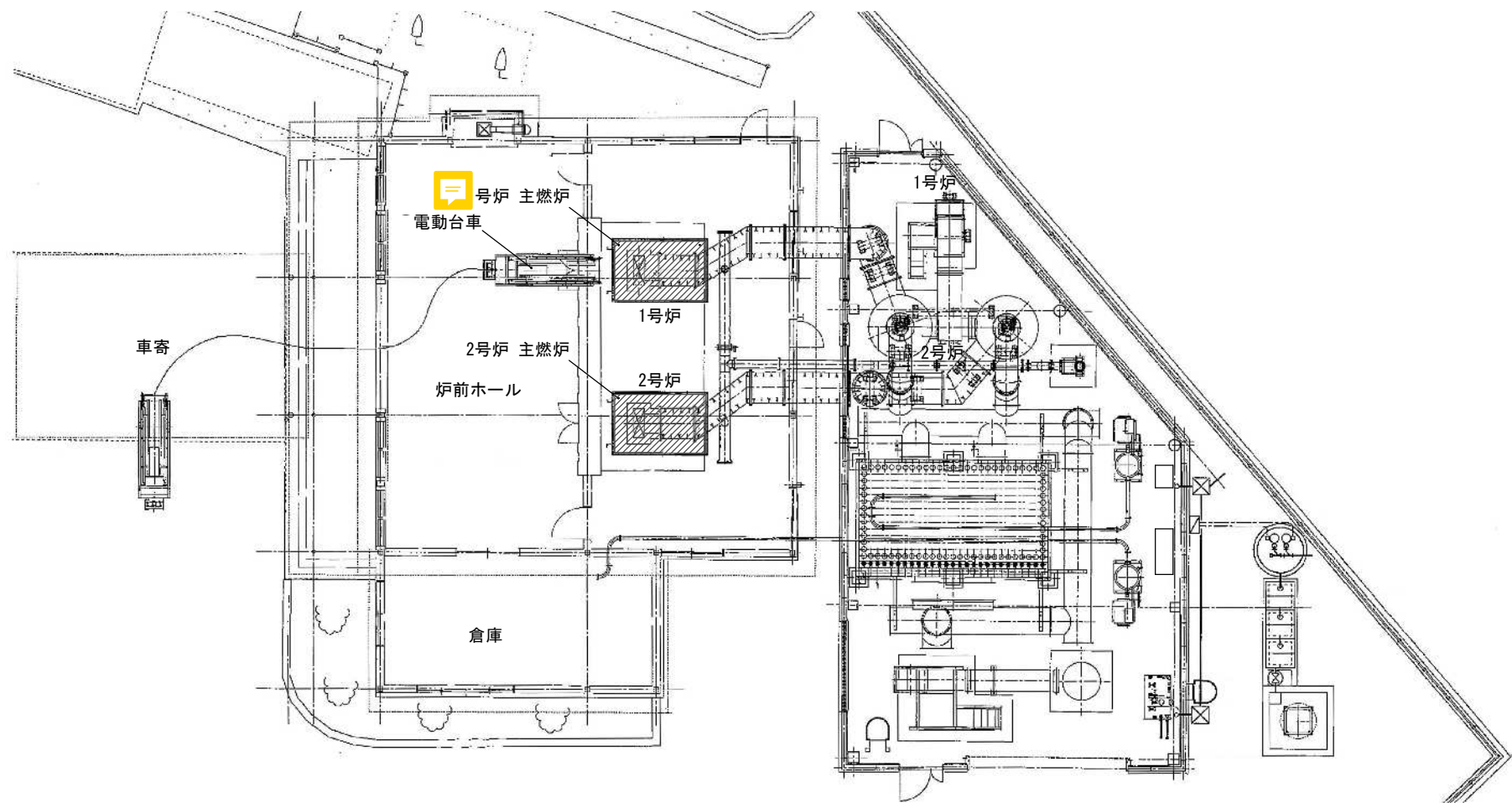
用途地域

防火・準防火地域

市街化調整区域 指定なし（22条区域）



1:1,215
0 55 110 220 ft
0 15 30 60 m

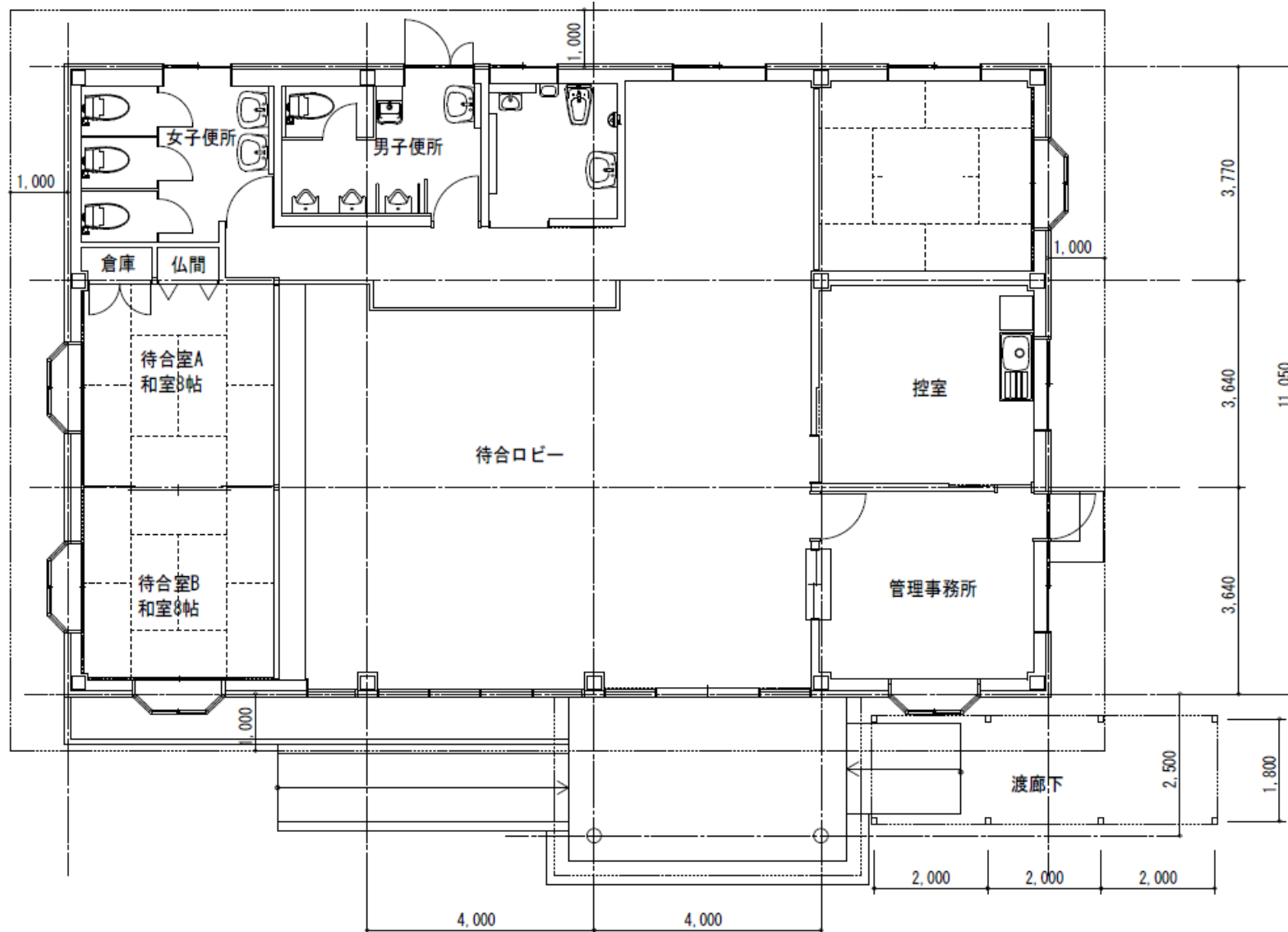


火葬棟

設備棟

G				津島市斎場	平面図
F					
E					SCALE
D					DRAWN
C					CHECKED
B					CHECKED
A					APPROVED
符号	訂正事項	年月日	担当	この図面は当社独自の技術を示します。これを複製、発表したり、当社に不利益を及ぼす行為のないように願います。	DWG NO. 01

津島市斎場平面図（待合棟）

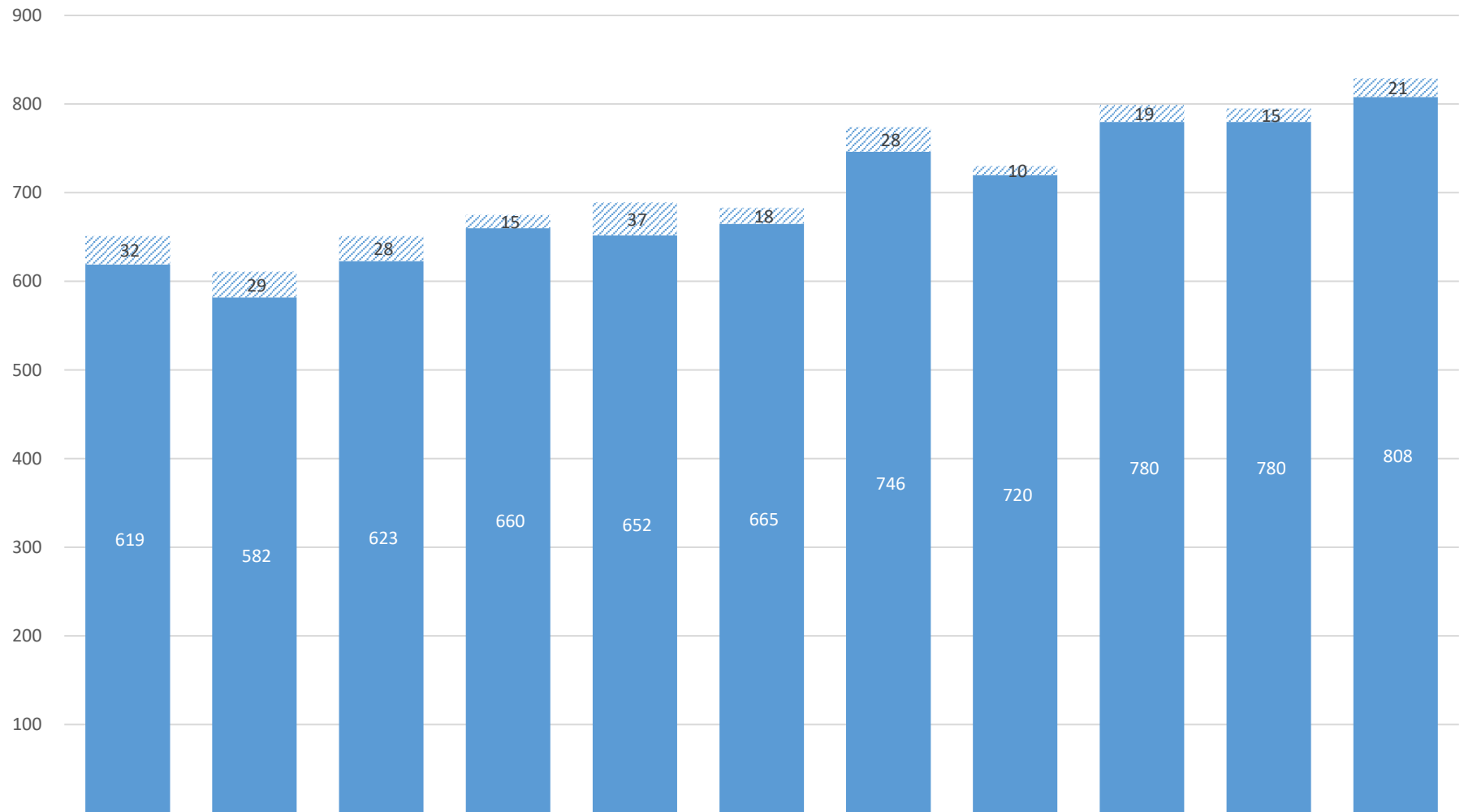


資料3 施設の利用実績（火葬件数）

【津島市斎場】

区分	稼働日数	日最大火葬 件数	稼働率	総火葬件数	火葬件数		津島市				市外（愛西市を含む。）				合 計			
					市内	市外	大人	小人	死産	産汚物	大人	小人	死産	産汚物	大人	小人	死産	産汚物
平成26	304	6	35.69	651	619	32	615	－	4	－	30	1	1	－	645	1	5	－
平成27	305	6	33.39	611	582	29	569	1	9	3	23	－	5	1	592	1	14	4
平成28	302	6	35.93	651	623	28	614	1	5	3	25	－	3	－	639	1	8	3
平成29	303	6	37.13	675	660	15	649	－	6	5	14	－	1	－	663	－	7	5
平成30	303	6	37.90	689	652	37	636	1	6	9	32	1	3	1	668	2	9	10
令和01	304	6	37.45	683	665	18	658	－	5	2	14	1	3	－	672	1	8	2
令和02	302	6	42.72	774	746	28	735	1	7	3	28	－	－	－	763	1	7	3
令和03	303	6	40.15	730	720	10	708	－	5	7	10	－	－	－	718	－	5	7
令和04	301	6	44.24	799	780	19	770	－	4	6	19	－	－	－	789	－	4	6
令和05	302	6	43.87	795	780	15	771	2	3	4	14	－	－	1	785	2	3	5
令和06	302	6	45.75	829	808	21	799	－	5	4	20	－	1	－	819	－	6	4

津島市斎場 利用実績（人体火葬件数）



火葬件数 市外	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和01	令和02	令和03	令和04	令和05	令和06
	32	29	28	15	37	18	28	10	19	15	21
火葬件数 市内	619	582	623	660	652	665	746	720	780	780	808

■ 火葬件数 市内 ▨ 火葬件数 市外

資料4 施設の管理運営経費実績

【津島市斎場】

事業年度	集計区分	人件費	光熱水費	保守・点検委託料	小規模修繕・備品購入	大規模修繕・工事費	その他管理費	事業費	支出合計	収入合計
令和03	一般会計	-	-	-	-	4,895,000	-	50,600	4,945,600	-
	指定管理者会計	20,636,000	7,826,000	1,750,100	537,394	-	936,680	1,268,000	32,954,174	31,722,000
	合計	20,636,000	7,826,000	1,750,100	537,394	4,895,000	936,680	1,318,600	37,899,774	31,722,000
令和04	一般会計	-	-	-	-	23,127,500	-	50,600	23,178,100	-
	指定管理者会計	21,035,000	10,372,766	1,820,621	347,600	-	411,780	1,210,936	35,198,703	33,162,243
	合計	21,035,000	10,372,766	1,820,621	347,600	23,127,500	411,780	1,261,536	58,376,803	33,162,243
令和05	一般会計	-	-	-	-	6,490,000	-	54,230	6,544,230	-
	指定管理者会計	21,441,000	11,674,447	1,822,931	699,808	-	399,780	1,129,367	37,167,333	34,081,322
	合計	21,441,000	11,674,447	1,822,931	699,808	6,490,000	399,780	1,183,597	43,711,563	34,081,322
令和06	一般会計	-	-	-	-	14,850,000	-	56,650	14,906,650	-
	指定管理者会計	21,440,411	12,424,733	1,763,861	695,316	-	411,780	1,495,100	38,231,201	32,640,000
	合計	21,440,411	12,424,733	1,763,861	695,316	14,850,000	411,780	1,551,750	53,137,851	32,640,000

第 2 様式編

様式第 1（第 3 条関係）

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

（宛先）津島市長

申請者 団 体 名
所 在 地
代表者氏名
連 絡 先

津島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第 3 条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 管理を行おうとする公の施設

名 称	
所 在 地	

2 添付書類

- ☐ (1) 管理に係る事業計画書（別記様式 1）
- ☐ (2) 管理に係る収支計画書（別記様式 2）
- ☐ (3) 申請に必要な資格を有することを証する書類
- ☐ 別記様式 3 ☐ 別記様式 4 ☐ 納税証明書
- ☐ (4) 定款その他指定管理者の指定を受けようとする者の目的、組織及び運営の方法を示す書類（定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類）
- ☐ (5) 法人の登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）又は代表者の住民票の写し（申請者がその他団体である場合に限る。）
- ☐ (6) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本金の額その他経営の規模及び状況が分かる書類
- ☐ (7) その他市長が必要と認める書類
- ☐ 別記様式 5 ☐ 別記様式 6

別記様式 1 (その 1)

事業計画書
(総括表)

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

様式枝 番号	提 出	記載項目	記載内容
その 2	☐	平等な利用の確保に関する方針等	利用者の平等な利用の確保について、方針、具体的な手法、期待される効果等を記載すること。
その 3	☐	基本的な施設の管理運営の方針	施設の設置目的、位置付け等を踏まえて、施設の管理運営の基本的な考え方（理念、運営方針等）について記載すること。
その 4	☐	施設の運営業務の概要	施設の運営業務について、基本的な考え方、重点ポイント、業務ごとの実施手法等を記載すること。
その 5	☐	施設の利便、安全等の向上の課題と対策	施設の設置目的、位置付け等を踏まえて、施設の利便、安全等の課題の認識、課題解決の方針、利用者の満足度に関する目標値、具体的な取組等を記載すること。
その 6	☐	利用者サービスの向上の手法及び効果	利用者サービスの向上について、利用者ニーズの把握・分析及び施設の管理運営への反映の手法、トラブル・苦情等の対応の考え方、期待される効果等を記載すること。
その 7	☐	関係主体との連携等	施設の管理運営における地域住民、関係団体・機関等との協働・連携や市との情報共有の考え方について記載すること。
その 8	☐	施設の管理業務の概要	施設の維持管理について、基本的な考え方、重点ポイント、業務ごとの具体的な内容及び頻度等を記載すること。
その 9	☐	効果的かつ効率的な管理運営の取組	業務の合理化・効率化、経費の縮減等による効果的かつ効率的な施設の管理運営を実現するための考え方及び取組を記載すること。なお、申請者の有する特徴的な技術、手法及び経験等がある場合は、積極的に記載すること。

様式枝 番号	提出	記載項目	記載内容
その10	☐	業務体制の概要	業務の指揮系統、人員配置の方針と具体的な配置計画、1箇月間の勤務ローテーション案、人員の確保の方法、業務の再委託計画等を記載すること。なお、配置計画には、配置予定の職員ごとに、その役職、担当業務の内容、資格・実務経験等、雇用形態（正規・派遣・臨時・委託・その他の別）、年代、1週間当たりの勤務時間、勤務場所（施設・本社・その他等）を記載すること。業務の再委託計画には、再委託する業務の内容、監督方法等を記載すること。
その11	☐	人材育成の方針・計画	施設の管理運営の理念や方針の実現に向け、業務上必要な職員の技術・能力の育成に関する方針、研修計画等を記載すること。
その12	☐	緊急事案に対する体制・対応の概要	災害、事故等の緊急事案に対する職員・関係機関との連絡方法、緊急事案ごとの対応方針・内容、緊急事案に備えた平時の取組（職員研修、訓練の実施等）等を具体的に記載すること。
その13	☐	業務の透明性、セキュリティ等の確保	個人情報の保護及び情報公開に対する考え方、具体的な個人情報の取扱いの要領、情報公開の方法・範囲等を記載すること。
その14	☐	法令遵守、諸規程の概要	コンプライアンスの考え方を記載するとともに、就業、給与、意思決定、会計、個人情報保護・情報公開、危機管理等に関する規程類を添付すること。未制定の場合は、方針・要領を記載すること。
その15	☐	自主事業の概要	自主事業を予定する場合は、その目的、実施の方針・手法、事業の実施により見込む効果、収支の見込等について記載すること。
その16	☐	施設の管理運営に係る提案事項	申請者の経営方針、指定管理に対する参加意欲や取組姿勢、施設の現状・課題の認識、管理運営に関する新しい視点・将来展望、その他の独自の提案事項等を記載すること。

別記様式 1（その 2）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

平等な利用の確保に関する方針等

- ・ 利用者の平等な利用の確保の方針、具体的な手法、期待される効果等を記載すること。

別記様式 1（その 3）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

基本的な施設の管理運営の方針

- ・施設の設置目的、位置付け等を踏まえて、施設の管理運営の基本的な考え方（理念、運営方針等）について記載すること。

別記様式 1（その 4）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

施設の運営業務の概要

- ・施設の運営業務について、基本的な考え方、重点ポイント、業務ごとの実施手法等を記載すること。

別記様式 1（その 5）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

施設の利便、安全等の向上の課題と対策

- ・施設の設置目的、位置付け等を踏まえて、施設の利便、安全等の課題の認識、課題解決の方針、利用者の満足度に関する目標値、具体的な取組等を記載すること。

別記様式 1（その 6）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

利用者サービスの向上の手法及び効果

- ・利用者サービスの向上について、利用者ニーズの把握・分析及び施設の管理運営への反映の手法、トラブル・苦情等の対応の考え方、期待される効果等を記載すること。

別記様式 1（その 7）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

関係主体との連携等

- ・施設の管理運営における地域住民、関係団体・機関等との協働・連携や市との情報共有の考え方について記載すること。

別記様式 1（その 8）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

施設の管理業務の概要

- ・施設の維持管理について、基本的な考え方、重点ポイント、業務ごとの具体的な内容及び頻度等を記載すること。

別記様式 1（その 9）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

効果的かつ効率的な管理運営の取組

- ・業務の合理化・効率化、経費の縮減等による効果的かつ効率的な施設の管理運営を実現するための考え方及び取組を記載すること。なお、申請者の有する特徴的な技術、手法及び経験等がある場合は、積極的に記載すること。

別記様式 1（その 10）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

業務体制の概要

- ・ 業務の指揮系統、人員配置の方針と具体的な配置計画、1 箇月間の勤務ローテーション案、人員の確保の方法、業務の再委託計画等を記載すること。
- ・ 配置計画には、配置予定の職員ごとに、その役職、担当業務の内容、資格・実務経験等、雇用形態（正規・派遣・臨時・委託・その他の別）、年齢区分、1 週間当たりの勤務時間、勤務場所（施設・本社・その他等）を記載すること。
- ・ 業務の再委託計画には、再委託する業務の内容、監督方法等を記載すること。

別記様式 1（その 11）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

人材育成の方針・計画

- ・施設の管理運営の理念や方針の実現に向け、業務上必要な職員の技術・能力の育成に関する方針、研修計画等を記載すること。

別記様式 1（その 12）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

緊急事案に対する体制・対応の概要

- ・災害、事故等の緊急事案に対する職員・関係機関との連絡方法、緊急事案ごとの対応方針・内容、緊急事案に備えた平時の取組（職員研修、訓練の実施等）等を具体的に記載すること。

別記様式 1（その 13）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

業務の透明性、セキュリティ等の確保

- ・個人情報の保護及び情報公開に対する考え方、具体的な個人情報の取扱いの要領、情報公開の方法・範囲等を記載すること。

別記様式 1（その 14）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

法令遵守、諸規程の概要

- ・コンプライアンスの考え方を記載するとともに、就業、給与、意思決定、会計、個人情報保護・情報公開、危機管理等に関する規程類を添付すること。未制定の場合は、方針・要領を記載すること。

別記様式 1（その 15）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

自主事業の概要

- ・ 自主事業を予定する場合は、その目的、実施の方針・手法、事業の実施により見込む効果、収支の見込等について記載すること。

別記様式 1（その 16）

事業計画書

施 設 名 称	
申 請 者 名 称	

施設の管理運営に係る提案事項

- ・ 申請者の経営方針、指定管理に対する参加意欲や取組姿勢、施設の現状・課題の認識、管理運営に関する新しい視点・将来展望、その他の独自の提案事項等を記載すること。

別記様式 2 (その1)

収支計画書		(管理運営経費)		施設名称					
				申請者名称					
(単位 千円)									
区分	科目	第1年度 令和 年度	第2年度 令和 年度	第3年度 令和 年度	第4年度 令和 年度	第5年度 令和 年度	期間合計	備考	
収入	指定管理料収入								
	事業収益								
	その他収入								
	収入合計 (a)								
支出	施設管理費	人件費							
		光熱水費							
		清掃費							
		保守点検費							
		業務委託費							
		賃借料							
		修繕費							
	運営費	人件費							
		旅費・役務費							
		事務経費							
		事業経費							
	支出合計 (b)								
	収支差額 (a)-(b)								
備考									

注 年ごと又は経費区分ごとに考え方等があれば、それぞれの備考欄に記入してください。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考 2 積算内訳を添付すること。

備考 3 自主事業に係る収支は、管理運営に係る収支に含めず、別葉で作成すること。

別記様式 3（その 1）

法人等概要書

（令和 年 月現在）

名 称				
代表者職氏名				
所 在 地	〒			
法 人 等 U R L				
電 話 番 号		メールアドレス		
資 本 金 の 額		従 業 員 数		
沿 革				
業 務 内 容				
経 営 状 況 （直近 3 年分） （単位 千円）	事業年度	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
	売 上 高			
	当期純利益			
	流 動 資 産			
	流 動 負 債			

- 注 1 法人等役員等一覧（別記様式 3（その 2））を添付すること。
- 2 共同体による申請の場合は、全ての構成員について作成すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式 3 (その 2)

法人等役員等一覧

名 称				
所 在 地				
役 職 名	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
施 設 名 称				

注 指定管理者の申請に必要な資格を確認するため、法人等の役員等について、関係機関に照会することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式 4（その 1）

関連業務実績表

法人等の主要業務の実績（過去 3 年程度）

年度	業務名	業務内容	備考

- 注 1 業務内容には、業務の概要、受注額、発注者等について記載してください。
- 2 類似施設の管理運営業務に関する業務実績は、別記様式 4（その 2）に記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式 4（その 2）

関連業務実績表

類似施設の管理運営業務の実績

実施期間	業務名	業務内容	備考

注 業務内容には、10 年以上の履行実績を有する者であることを確認できる情報として、施設の概要（施設名称、所在地、施設規模、年間利用者数等）、業務の概要（業務内容、管理運営体制、管理運営業務の期間等）、事業費の規模、発注者名等を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式 5

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 津島市長

申請者

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

津島市斎場の指定管理者の指定を受けるための申請を行うに当たり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- ☐ 申請に必要な資格について、いずれの要件も満たしています。
- ☐ 提出した申請書類に虚偽及び不正はありません。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 - 2 共同体により申請する場合は、共同体名を表記し、構成員が連名で記名すること。

別記様式 6

共同体結成届出書

令和 年 月 日

(宛先) 津島市長

共同体 名 称
代表者 団 体 名
所 在 地
代表者氏名

津島市斎場の指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成したので届け出ます。
なお、次に掲げる事項に関する権限を代表者に委任します。

指定管理者に指定された場合は、指定管理者業務の遂行及びこれに伴う共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うとともに、共同体の構成団体の脱退については、市の承認がなければ、これを行うことができないものとします。

共同 体 の 名 称		
共同体事務所の 所 在 地	〒	
共同体の代表者 (代 理 人)	所 在 地 団 体 名 代表者名	
共同体の構成員 (委 任 者)	所 在 地 団 体 名 代表者名	
共同体の構成員 (委 任 者)	所 在 地 団 体 名 代表者名	
委 任 事 項	☐ 指定管理者の応募に関する一切の権限 ☐ 津島市との協定締結に関する一切の権限 ☐ 指定管理委託料の請求受領に関する一切の権限 ☐ 契約の締結及び履行に関する一切の権限 ☐ その他これらに付随する一切の権限	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 4 者以上で構成する場合は、欄を追加して作成すること。
- 3 共同体の規約等及び構成員の責任分担が分かるものを添付すること。

別記様式 7

説明会参加申込書

令和 年 月 日

(申込先) 津島市市民生活部生活環境課

送信先	kankyou@city.tsushima.lg.jp
-----	-----------------------------

津島市斎場指定管理者の募集に係る現地説明会への参加を申し込みます。

参加申込者

団	体	名	
代	表	者	氏 名
所	在	地	

申込内容

参加予 定者 1	氏名(フリガナ)	
	所 属 ・ 職 名	
参加予 定者 2	氏名(フリガナ)	
	所 属 ・ 職 名	
連 絡 担当者	所 属 ・ 氏 名	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	

注 参加者は、各事業所 2 人までとします。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第 8

質 問 書

令和 年 月 日

質問者 住 所 〒
団 体 名

津島市斎場指定管理者募集要項等に関して、次のとおり質問事項を提出します。

質問内容	質問の趣旨	資料名・該当箇所

連絡担当者	所 属	
	氏 名	
連 絡 先	電 話 番 号	
	メールアドレス	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

指定管理者指定申請辞退届出書

令和 年 月 日

(宛先) 津島市長

申請者 団 体 名
所 在 地
代表者氏名
連 絡 先

指定管理者の指定を受けるため、令和 年 月 日付で、津島市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第 3 条の規定により申請しましたが、下記のとおり辞退したいので届け出ます。

記

1 管理を行おうとする公の施設

名 称	
所 在 地	

2 辞退の理由

第 3 關係規程編

津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年12月24日条例第25号）

最終改正:

改正内容:平成16年12月24日条例第25号〔平成20年4月1日〕

○津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例

平成16年12月24日条例第25号

津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定めるところにより、指定管理者の選定に必要な事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする者を公募しなければならない。ただし、公の施設の設置目的、性質等により指定管理者の指定を受けようとする者を公募しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則等で定めるところにより、事業計画書その他規則等で定める書類を添えて、市長等に申請しなければならない。

（指定管理者の選定等）

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に当該公の施設の管理を行うことができる者と認める者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

（1）市民の平等な利用が確保されること。

（2）事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を最も効果的に達成するとともに管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

（3）事業計画書に沿った管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有していること。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則（平成17年3月28日規則第4号）

最終改正:令和3年3月31日規則第9号

改正内容:令和3年3月31日規則第9号〔令和3年4月1日〕

○津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則

平成17年3月28日規則第4号

改正

平成17年7月27日規則第32号
平成18年10月27日規則第74号
平成20年9月29日規則第31号
平成28年3月30日規則第12号
平成30年3月30日規則第14号
令和元年5月10日規則第1号
令和3年3月31日規則第9号

津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、市長の管理する公の施設に係る津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年津島市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募）

第2条 条例第2条の規定による公募は、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

- （1）施設の概要
- （2）指定管理者に行わせる管理の基準及び業務の範囲
- （3）指定管理者に管理を行わせる期間
- （4）申請を受け付ける期間
- （5）申請に必要な資格
- （6）選定の方法及び基準
- （7）その他指定管理者の選定のため市長が必要と認める事項

2 前項の公募は、津島市公告式条例（昭和25年津島市条例第45号）第2条第2項に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）への掲示その他市長が適当と認める方法によるものとする。

（指定の申請）

第3条 条例第3条の規定による申請は、指定管理者指定申請書（様式第1）により行わなければならない。

2 条例第3条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）管理に係る事業計画書及び収支計画書
- （2）申請に必要な資格を有することを証する書類
- （3）定款その他指定管理者の指定を受けようとする者の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- （4）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- （5）指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本金の額その他経営の規模及び状況が分かる書類
- （6）その他市長が必要と認める書類

（候補者の選定）

第4条 市長は、条例第4条第1項の規定により、最も適切に当該公の施設の管理を行うことができると認める者（以下「候補者」という。）の選定をしようとするときは、指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、条例第4条第1項の規定により候補者の選定をしたときは、条例第3条の規定により申請した者に対し、当該選定の結果を指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2）により通知しなければならない。

（候補者の選定の取消し等）

第5条 市長は、条例第4条第1項の規定により選定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該候補者の選定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により候補者の選定を取り消したときは、当該選定を取り消した者に対し、指定管理者候補者選定取消通知書（様式第3）により通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により候補者の選定を取り消したときは、条例第3条の規定により申請した者（当該選定を取り消した者を除く。）のうちから、候補者を選定することができる。

4 前条の規定は、前項の規定による候補者の選定について準用する。

（再度の公募）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、再度、条例第2条の規定による公募をするものとする。ただし、指定管理者に管理を行わせようとする施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他特別の理由があるときは、この限りでない。

- （1）条例第3条の規定による申請がないとき。

- (2) 条例第4条第1項の規定による候補者の選定の結果、同項各号に掲げる基準を満たす者がいないとき。
- (3) 前条第1項の規定により候補者の選定を取り消した場合であって、同条第3項の規定による候補者の選定を行わないとき。

(指定の通知)

第7条 市長は、条例第4条第1項の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を指定管理者指定通知書(様式第4)により通知しなければならない。

(協定の締結)

第8条 市長は、条例第4条第1項の規定により指定管理者の指定をしたときは、次に掲げる事項について、当該指定管理者と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

- (1) 管理に係る業務の内容に関する事項
- (2) 管理を行う期間
- (3) 利用料金に関する事項(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合に限る。)
- (4) 市が指定管理者に支払う管理の費用に関する事項
- (5) 管理に係る業務に当たって保有する個人情報の適正な取扱いのために講ずる措置の内容に関する事項
- (6) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (7) 事業報告に関する事項
- (8) 管理に係る業務における費用、危険及び責任の分担の範囲に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定等の公示)

第9条 条例第4条第2項の規定により公示する事項は、公の施設の名称及び所在地、指定管理者の名称及び所在地並びに当該指定管理者に管理を行わせる期間(指定管理者の指定を取り消したときは、当該指定を取り消した日)とする。

2 条例第4条第2項の公示は、掲示場に掲示する方法によるものとする。

(事業報告書)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書(以下「事業報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において同条第11項の規定により指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から起算して30日以内に、同日までの事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の実施の状況に関する事項
- (2) 管理する公の施設の利用の状況に関する事項
- (3) 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項
- (4) 管理に係る経費の収支の状況に関する事項
- (5) その他管理の業務又は経理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第11条 市長は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、当該指定管理者に対し、指定管理者指定取消通知書(様式第5)により通知しなければならない。

2 市長は、地方自治法第244条の2第11項の規定により期間を定めて指定管理者の管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、当該指定管理者に対し、指定管理者管理業務停止命令書(様式第6)により通知しなければならない。

(指定管理者選定委員会の設置等)

第12条 条例第4条第1項に規定する候補者の選定に関し、同項に規定する基準等により適正かつ公平に審査するため、津島市部設置条例(昭和63年津島市条例第18号)第1条に規定する室及び部(条例第4条第1項の規定による候補者の選定を行うべき公の施設を所管するものに限る。以下「部等」という。)に指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の名称は、部等において定める。

3 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員会の委員)

第13条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年以内とし、部等において定める。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の委員長)

第14条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の結果を市長に報告する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、会議に出席すべき委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 5 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係する公の施設の長等に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 6 委員会の会議は、公開する。ただし、法人その他の団体の事業上の秘密を保つため必要があると認めるときは、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(会議結果の公表)

第16条 委員会は、第14条第2項の規定により委員長が委員会の結果を市長に報告したときは、その内容を公表しなければならない。

(委員会の庶務)

第17条 委員会の庶務は、部等において処理する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月27日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年10月27日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月29日規則第31号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第14号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月10日規則第1号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第9号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

(宛先) 津島市長

申請者 団体名
所在地
代表者氏名
連絡先(電話)

津島市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第3条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 管理を行おうとする公の施設

名 称	
所在地	

2 添付書類

- ☐ (1) 管理に係る事業計画書
- ☐ (2) 管理に係る収支計画書
- ☐ (3) 申請に必要な資格を有することを証する書類
- ☐ (4) 定款その他指定管理者の指定を受けようとする者の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- ☐ (5) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- ☐ (6) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本金の額その他経営の規模及び状況が分かる書類
- ☐ (7) その他市長が必要と認める書類

※添付した書類の□にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

指定管理者候補者選定結果通知書

第 号
年 月 日

様

津島市長 印

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の指定について、下記のとおり選定結果を通知します。

記

1 公の施設

名 称	
所在地	

2 選定結果

☐ 指定管理者候補者として選定しました。

予定指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

☐ 指定管理者候補者として選定しませんでした。

理由

3 担当課

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津島市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津島市を被告として（訴訟において津島市を代表する者は、津島市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 教示文は、この用紙の裏面又は別紙に記載することができる。

指定管理者候補者選定取消通知書

第 号
年 月 日

様

津島市長 印

下記のとおり指定管理者候補者の選定を取り消します。

記

1 指定管理者候補者の選定を取り消す団体

名 称	
代表者氏名	
所 在 地	

2 1の団体が管理する予定の公の施設

名 称	
所 在 地	

3 選定取消期日

年 月 日

4 選定を取り消す理由

5 担当課

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津島市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津島市を被告として（訴訟において津島市を代表する者は、津島市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 教示文は、この用紙の裏面又は別紙に記載することができる。

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

津島市長 印

下記のとおり指定管理者として指定することに決定したので、通知します。

記

1 指定管理者として指定する団体

名 称	
代表者氏名	
所 在 地	

2 指定管理者に管理を行わせる公の施設

名 称	
所 在 地	

3 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 担当課

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

様

津島市長 印

地方自治法第244条の2第11項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を取り消します。

記

1 指定管理者の指定を取り消す団体

名 称	
代表者氏名	
所 在 地	

2 1の団体が管理する公の施設

名 称	
所 在 地	

3 指定取消期日

年 月 日

4 指定を取り消す理由

5 担当課

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津島市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津島市を被告として（訴訟において津島市を代表する者は、津島市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 教示文は、この用紙の裏面又は別紙に記載することができる。

指定管理者管理業務停止命令書

第 号
年 月 日

様

津島市長

印

地方自治法第244条の2第11項の規定により、下記のとおり管理の業務の^{全部}_{一部}の停止を命じます。

記

1 管理の業務の停止を命ずる指定管理者

名 称	
代表者氏名	
所 在 地	

2 管理の業務の停止を命ずる施設

名 称	
所 在 地	

3 停止を命ずる管理の業務の範囲
(全部・一部)

4 管理の業務の停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 管理の業務の停止を命ずる理由

6 担当課

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津島市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津島市を被告として(訴訟において津島市を代表する者は、津島市長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 教示文は、この用紙の裏面又は別紙に記載することができる。

津島市斎場の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月30日条例第17号）

最終改正:令和2年9月29日条例第24号

改正内容:令和2年9月29日条例第24号〔令和3年4月1日〕

○津島市斎場の設置及び管理に関する条例

昭和39年3月30日条例第17号

改正

平成元年3月31日条例第11号
平成7年3月31日条例第8号
平成17年12月21日条例第35号
平成25年12月27日条例第30号
令和2年6月29日条例第15号
令和2年9月29日条例第24号

津島市斎場の設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき津島市斎場（以下「斎場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 公衆衛生その他公共の福祉の増進を図るため、斎場を津島市元寺町2丁目59番地1に設置する。

（業務）

第2条の2 斎場における業務は、次のとおりとする。

- （1）死体及び死胎の火葬を行うこと。
- （2）胞衣及び産汚物の焼却を行うこと。
- （3）待合室その他の施設を利用させること。

（休場日）

第2条の3 斎場の休場日は、次のとおりとする。

- （1）1月1日
- （2）友引に当たる日

2 市長は、必要があると認めるときは、臨時に、前項の休場日を変更し、又は休場日を設けることができる。

（利用時間）

第2条の4 斎場の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、臨時に、前項の利用時間を変更することができる。

（利用の許可）

第3条 斎場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、斎場の管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の不許可）

第4条 市長は、斎場の管理上支障があると認めるときは、利用を許可しない。

（特別の設備）

第5条 第3条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、斎場に特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（利用者の義務）

第6条 利用者は、斎場の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに第3条第2項の規定により、許可の際に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

（許可の取消し及び利用の中止命令）

第6条の2 市長は、利用者が前条の規定に違反したときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 市長は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

（使用料）

第7条 利用者は、その利用の都度又は市長が指定する日までに、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 納付された使用料は、特別の理由があると認めるときを除き、還付しない。

3 市長は、災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

（損害賠償）

第8条 利用者が故意又は過失によって斎場を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、斎場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第2条の3第2項の規定により同条第1項の休場日を変更し、又は休場日を設けること。
- (2) 第2条の4第2項の規定により同条第1項の利用時間を変更すること。
- (3) 第5条ただし書の許可をすること。
- (4) 第6条の規定により斎場の利用に係る指示をすること。
- (5) 第6条の2第1項の規定により利用の中止を命ずること。
- (6) その他斎場を維持管理し、及び運営すること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、次に掲げる基準により、前条各号に掲げる業務(以下「指定管理者業務」という。)を行わなければならない。

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)その他の関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 斎場を利用しようとする者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 斎場を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (4) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(過料)

第11条 詐欺その他不正の行為により、第7条の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項の許可を受けず、又は同条第2項の規定により許可に付けられた条件に違反して斎場を利用した者
- (2) その他不正の方法により許可を受けて斎場を利用した者

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、利用条件その他管理につき必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(津島市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 津島市職員の給与に関する条例(昭和26年津島市条例第61号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(津島市霊柩自動車の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 津島市霊柩自動車の設置及び管理に関する条例(昭和39年津島市条例第18号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成7年3月31日条例第8号)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月21日条例第35号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第30号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の津島市斎場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の斎場の利用について適用し、同日前の斎場の利用については、なお従前の例による。

附 則(令和2年6月29日条例第15号)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に2条を加える改正規定(第10条に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

2 改正後の津島市斎場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の斎場の使用について適用し、同日前の斎場の使用については、なお従前の例による。

附 則(令和2年9月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

使用料の名称	区分		単位	使用料の額 （単位 円）
斎場使用料	12歳以上の者の死体	死亡した者の死亡時の住所が市の区域内にある場合（規則で定める場合を含む。）	1体につき	3,000
		その他の場合	1体につき	60,000
	12歳未満の者の死体	死亡した者の死亡時の住所が市の区域内にある場合	1体につき	2,000
		その他の場合	1体につき	40,000
	死胎	死産児の父又は母の住所が市の区域内にある場合	1体につき	1,000
		その他の場合	1体につき	20,000
	胞衣及び産汚物	市の区域内に住所を有する者が利用する場合	1件につき	1,080
		その他の場合	1件につき	21,600

津島市斎場管理規則（平成26年3月20日規則第9号）

最終改正:令和3年5月24日規則第29号

改正内容:令和3年5月24日規則第29号〔令和3年5月24日〕

○津島市斎場管理規則

平成26年3月20日規則第9号

改正

令和元年5月10日規則第1号
令和2年12月3日規則第47号
令和3年5月24日規則第29号

津島市斎場管理規則

津島市斎場の管理及び運営に関する規則（平成元年津島市規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、津島市斎場（以下「斎場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（入場の禁止等）

第2条 市長（津島市斎場の設置及び管理に関する条例（昭和39年津島市条例第17号。以下「条例」という。）第9条の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）がある場合にあっては、指定管理者。第9条から第11条までにおいて同じ。）は、めいてい者その他斎場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者又は斎場の施設に損害を加え、若しくは加えるおそれがある者に対し、入場を禁じ、又は退場させることができる。

（利用の許可）

第3条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、斎場利用許可申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により斎場利用許可申請書を提出した者について利用を許可したときは、斎場利用許可書（様式第2）を交付するものとする。

3 前項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の斎場を利用する権利は、他人に譲渡し、又は転貸することができない。

（利用の変更の許可）

第4条 利用者は、利用日時その他斎場利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、斎場利用変更許可申請書（様式第3）に斎場利用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、斎場利用変更許可書（様式第4）を申請者に交付するものとする。

（利用の取消しの承認）

第5条 利用者は、斎場の利用の取消しをしようとするときは、斎場利用取消承認申請書（様式第5）に斎場利用許可書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料の免除）

第6条 条例第7条第3項の規定により免除する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）市又は市の機関が利用するとき 使用料に相当する額

（2）その他市長が特別の理由があると認めるとき 市長の定める額

2 前項第2号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、その事由を証する書面を斎場利用許可申請書に添えて市長に提出しなければならない。

（使用料の額の特例）

第7条 条例別表の規則で定める場合は、次のとおりとする。

（1）埋葬された死体及び発掘された死体にあっては、その埋葬され、又は発掘された場所が市の区域内にある場合

（2）死亡した日の前日において介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項及び第2項の規定により市が行う介護保険の被保険者であった場合

（斎場利用許可証等の提示）

第8条 利用者は、斎場の利用に当たっては、斎場利用許可証及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を係員に提示しなければならない。

（遺骨の引取り）

第9条 利用者は、市長の指定した日時に遺骨を引き取らなければならない。

2 市長は、利用者が遺骨を引き取らなかったときは、これを処分することができる。

（行為の禁止）

第10条 利用者は、斎場において次に掲げる行為をしてはならない。

（1）斎場の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれのある行為をすること。

（2）市長が指定する場所以外の場所で飲食をし、又は喫煙をすること。

（3）許可を受けずに、物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

（4）他の利用者の利用を妨げ、又は他の利用者に危害を与えるおそれのある行為をすること。

（指示及び調査）

第11条 市長は、斎場の秩序の維持及び斎場の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、斎場の利用に関し指示をし、又は利用中の施設に職員を立ち入らせて、その利用の状況を調査させることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、斎場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

2 指定管理者は、前項の規定により市長が定めるもののほか、市長の承認を受けて、斎場の管理に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月10日規則第1号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年12月3日規則第47号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の津島市斎場管理規則の規定により作成されている申請書その他の用紙は、改正後の津島市斎場管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和3年5月24日規則第29号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の津島市斎場管理規則の規定に基づいて作成されている許可書その他の用紙は、改正後の津島市斎場管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

斎場利用許可申請書

第 号
年 月 日

(宛先) 津島市長

次のとおり斎場を利用したいので申請します。

申請者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	
利用の 内 容	区 分			
	日 時			
死亡者	住 所			
	氏 名		性 別	
	生 年 月 日		年 齢	
	死 亡 日 時			
※ 使 用 料		円	減免・特例	
※ 摘 要				

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 使用料の減免又は特例を受けようとする場合は、その事由を証する書面を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

斎場利用許可申請書

第 号
年 月 日

(宛先) 津島市長

次のとおり斎場を利用したいので申請します。

申請者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	
利 用 日 時				
死 胎	父又は母の 住 所			
	父又は母の 氏 名		父 母 区 分	
	父又は母の 生 年 月 日		妊 娠 週 数	
	分 娩 日 時			
胞衣及び産汚物				
※ 使 用 料		円	減 免	
※ 摘 要				

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 使用料の減免を受けようとする場合は、その事由を証する書面を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

斎 場 利 用 許 可 書

第 号
年 月 日

津島市長 印

次のとおり斎場の利用を許可します。

申請者	住 所			
	氏 名	様		
利用の 内 容	区 分			
	日 時			
死亡者	住 所			
	氏 名		性 別	
	生 年 月 日		年 齢	
	死 亡 日 時			
使 用 料		円	減免・特例	
摘 要				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

斎 場 利 用 許 可 書

第 号
年 月 日

津島市長 印

次のとおり斎場の利用を許可します。

申請者	住 所			
	氏 名	様		
利 用 日 時				
死 胎	父又は母の住 所			
	父又は母の氏 名		父 母 区 分	
	父又は母の生 年 月 日		妊 娠 週 数	
	分 娩 日 時			
胞 衣 及 び 産 汚 物				
使 用 料		円	減 免	
摘 要				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

斎場利用変更許可申請書

第 号
年 月 日

(宛先) 津島市長

許可を受けた斎場の利用を次のとおり変更したいので申請します。

申請者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	
変 更 前 の 許 可				
変更の 内 容	変 更 事 項	変 更 後	変 更 前	
	利 用 区 分			
	利 用 日 時			
	そ の 他			
変 更 の 理 由				
※ 使用料	納 付 済 額	円	変更後の額	円
	精 算 額	(還 付 ・ 納 付) 円		
※ 摘 要				

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 斎場利用許可書を添付してください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

斎場利用変更許可書

第 号
年 月 日

津島市長 印

次のとおり斎場の利用を許可します。

申請者	住 所			
	氏 名	様	電 話 番 号	
変 更 前 の 許 可				
変更の 内 容	変 更 事 項	変 更 後	変 更 前	
	利 用 区 分			
	利 用 日 時			
	そ の 他			
特 記 事 項				
使用料	納 付 済 額	円	変更後の額	円
	精 算 額	(還 付 ・ 納 付) 円		
摘 要				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

斎場利用取消承認申請書

年 月 日

(宛先) 津島市長

年 月 日付け第 号で許可を受けた斎場の利用を次のとおり取り消したいので申請します。

申請者	住 所			
	氏 名		電 話 番 号	
許可の 内 容	利 用 区 分			
	利 用 日 時			
取 消 し の 理 由				
※ 使用料	納 付 済 額	円	変更後の額	円
	還 付 額	円		
※ 摘 要				

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
2 斎場利用許可書を添付してください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

津島市情報公開条例（平成12年3月31日条例第1号）

最終改正:令和4年12月21日条例第18号

改正内容:令和4年12月21日条例第18号〔令和5年4月1日〕

○津島市情報公開条例

平成12年3月31日条例第1号

改正

平成14年3月29日条例第2号
平成16年12月24日条例第27号
平成19年9月28日条例第21号
平成28年3月30日条例第7号
平成30年3月29日条例第7号
令和4年12月21日条例第17号
令和4年12月21日条例第18号

津島市情報公開条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 行政文書の開示（第5条—第17条）
- 第3章 審査請求（第18条—第20条）
- 第4章 雑則（第21条—第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、行政文書の開示に関し、必要な事項を定めるとともに、市民の知る権利の保障と市民に説明する責務を果たすことにより、行政と市民の信頼関係を深め、一層公正で開かれた市政を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。
- （2）行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 広報紙、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に配布し、又は販売することを目的として発行されるもの
 - イ 津島市立図書館その他これに類する施設等において、市民の利用に供することを目的として管理がされているもの
 - ウ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（解釈及び運用の原則）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の行政文書の開示を請求する権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手續）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- （1）開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- （2）行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- （3）その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の行政機関若しくは県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 第11条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれ
 - オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - キ 地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

- 第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。))は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (開示決定等の期限)
- 第12条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- (開示決定等の期限の特例)
- 第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限
- (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
- 第14条 開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。))に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。))に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第18条及び第19条において「反対意見書」という。))を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
- (開示の実施)
- 第15条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- (法令又は他の条例による開示の実施との調整)
- 第16条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。))には、同条本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
- (費用の負担)
- 第17条 第15条の規定により、文書又は図画について写しの交付により開示を受ける者にあっては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同条本文に規定する方法により開示を受ける者にあっては写しの作成及び送付に準ずるものとして実施機関が定めるものに要する費用を負担しなければならない。
- 第3章 審査請求
- (審査会への諮問)
- 第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、津島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第4章 雑則

(行政文書の管理)

第21条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第22条 実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

(運用状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、実施機関におけるこの条例の運用の状況について取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第24条 市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(出資法人等の情報公開)

第25条 市が出資する法人その他市が財政的援助等を与える法人等のうち実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その性格及び業務内容に応じ、その保有する情報の公開のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(指定管理者の情報公開)

第26条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報のうちその管理する公の施設の管理に関するものの公開のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

2 平成12年4月1日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書については、第2章の規定は、適用しない。

3 実施機関は、前項の行政文書について開示の申出があったときは、当該行政文書を開示するよう努めるものとする。この場合において、行政文書の開示を受ける者については、第17条の規定を準用する。

附 則(平成14年3月29日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(津島市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行前に前項の規定による改正前の津島市情報公開条例第5条の規定によりされた請求については、なお従前の例による。

(津島市個人情報保護審査会及び津島市情報公開審査会の廃止並びに津島市情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に改正前の津島市個人情報保護条例第28条第4項の規定により委嘱された津島市個人情報保護審査会の委員である者及び附則第5項の規定による改正前の津島市情報公開条例第13条第3項の規定により委嘱された津島市情報公開審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、津島市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年津島市条例第26号)第4条第1項の規定により津島市情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

8 この条例の施行前に津島市個人情報保護審査会又は津島市情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは津島市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について津島市個人情報保護審査会又は津島市情報公開審査会がした調査審議の手続は津島市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

9 津島市個人情報保護審査会又は津島市情報公開審査会の委員であつた者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月28日条例第21号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(津島市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行前にされた改正前の津島市情報公開条例第18条に規定する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月29日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月21日条例第17号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日条例第18号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書

津島市長（以下「市長」という。）と津島警察署長（以下「警察署長」という。）は、津島市が行う事務及び事業からの暴力団の排除を徹底するため、相互の連絡協議体制の確立に関し、下記のとおり合意する。

記

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事務又は事業 津島市が行う次に掲げる契約その他の事務又は事業をいう。

ア 建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・委託役務の提供等の契約

イ 公有財産の処分又は貸付け等の契約

ウ 補助金・交付金等の交付

エ 許認可及び登録

オ その他暴力団を利用することとなるおそれがある事務又は事業

(2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(6) 暴力団関係者 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(7) 排除措置 事務又は事業が暴力団を利用することとならない次に掲げる措置をいう。

ア 競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置

イ 申請等を拒否し、許可等を取り消すなどにより事務又は事業の相手方としないこと。

ウ 補助金若しくは交付金若しくは貸付金を返還させ、又は違約利息若しくは損害賠償等を求めること。

エ その他暴力団を排除するために有効な措置

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

3 情報交換

- (1) 市長は、事務又は事業の相手方となり得る法人等が、排除措置対象法人等に該当するか否かについて、警察署長に対し、照会書（様式第1号）により照会することができるものとする。
- (2) 警察署長は、前号の照会を受けたときは、市長に対し、速やかに回答書（様式第2号）により回答するものとする。
- (3) 警察署長は、前号の規定により回答するほか、排除措置対象法人等に該当すると認めたときは、市長に対し、速やかに通報書（様式第3号）により通報するも

のとする。

4 排除措置の要請及び措置結果の通知

- (1) 警察署長は、事務又は事業の相手方となり得る法人等が排除措置対象法人等に該当すると認める 3 (2) の回答又は 3 (3) の通報をするときは、当該回答又は通報に併せて、市長に対し、当該法人等の当該事務又は事業からの排除措置の要請を行うものとする。
- (2) 警察署長は、市長が講ずる排除措置に関し必要な助言をすることができる。
- (3) 市長は、(1) の排除措置の要請に係る措置の状況を警察署長に対し通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

5 事務又は事業に係る妨害又は不当要求の際の措置

市長は、事務又は事業の相手方となる法人等から、当該事務又は事業の実施に関し、妨害（不法な行為等で、事務又は事業の実施の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）（以下「妨害等」という。）を受けた旨の申し出があった場合は、当該法人等に対して警察へ被害届を提出するよう指導するものとする。

6 支援・協力体制

- (1) 市長は、この合意書に基づいて講ずる措置の相手方となる法人等からの妨害等が予想されるときは、警察署長に対し、警察官の出動を要請することができるものとする。
- (2) 警察署長は、市長が、この合意書に基づく措置を講ずる際、又は措置を講じた後、当該措置の相手方となる法人等からの妨害、不服申立等の紛議が生じたときは、積極的に支援し、及び協力するものとする。

7 情報管理

市長及び警察署長は、この合意書の規定に基づき取得した法人等の情報については、適正に管理し、その情報は、市長による暴力団排除措置以外の目的に使用しないものとする。

8 その他

- (1) 事務又は事業からの暴力団排除に関し、当該事務又は事業に係る法令等に暴力団等を排除する定めがある場合又は別に合意書等を締結している場合は、この合意書の規定は適用せず、当該法令又は合意書等の定めるところによる。
- (2) この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。
- (3) この合意書は、平成25年3月20日から効力を発する。
- (4) 平成19年8月1日付、「津島市が行う調達契約等からの暴力団等の排除に関する合意書」は、平成25年3月19日限り廃止する。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

平成25年3月19日

津 島 市 長

伊藤 文郎



愛知県津島警察署長

大村 敦彦



様式第 1 号

文 書 番 号
年 月 日

愛知県津島警察署
署長 様

津島市長 印

照 会 書

下記の者が、「津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」の 2
に定める排除措置の対象となる法人等に該当するか否かについて照会します。

記

商 号 又 は 名 称				
所 在 地				
役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所
備 考	※ 対象となる事務・事業の名称等について記載			

担当 部 課 電話
氏名

様式第 2 号

文 書 番 号
年 月 日

津島市長 様

愛知県津島警察署
署長

印

回 答 書

年 月 日付け（文書番号）で照会のあった件については、下記のとおり
です。

記

商号又は名称	
所在地	
代表者	
回答事項	上記の者は、「津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」の2 ☐ ()に該当するので、事務又は事業からの排除を要請する。 ☐ に該当しない。
備考	

様式第 3 号

文 書 番 号
年 月 日

津島市長 様

愛知県津島警察署
署長



通 報 書

下記の者は、「津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」の2
() に該当するので、事務又は事業からの排除措置を要請します。

記

商号又は名称	
所在地	
代表者	
備考	

様式第 4 号

文 書 番 号
年 月 日

愛知県津島警察署
署長 様

津島市長 印

通 知 書

年 月 日付け（文書番号）による排除要請に係る措置の状況は、下記のとおりです。

記

商 号 又 は 名 称	
所 在 地	
代 表 者	
措 置 の 内 容	
備 考	※ 排除措置を講じた年月日 年 月 日